

沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務

に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

「沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務仕様書」のとおり

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に道路や鉄軌道における費用便益に関する調査・研究等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行い、代表企業は上記全て、その他構成員は上記(1)を除く全ての要件を満たすこと。

3 提出書類

- (1) 質問票(様式1)
- (2) 応募申込書(様式2)
- (3) 企画提案(様式3-1)及び企画提案書(様式3-2または任意様式(A4縦))

企画提案を求めるテーマは、(ア)～(ウ)の3つの事項である。仕様書及び以下の留意点を踏まえ、テーマ毎に企画提案書を作成すること。

【留意点】

(ア) 経済波及効果分析に基礎情報等の収集・整理

- ① 沖縄鉄軌道に係る経済波及効果分析に必要な基礎情報等の収集・整理について、分析

に必要な収集すべき項目の提案となっているか。

(イ) 沖縄鉄軌道導入による経済波及効果の試算

- ・経済波及効果分析にあたり、必須項目(建設・運営・沿線開発)の試算方法
- ・モノレール延伸の可能性について適切な評価方法を提案しているか。また、必須項目以外の提案項目(2項目以上)の試算についても提案しているか。
- ・県経済への影響が把握できるよう、経済波及効果分析に係る部門表(50 部門)を提案しているか。
- ・沖縄県の主要産業である観光産業への経済波及効果分析方法について提案しているか。

(ア)～(イ)共通

- ・テーマ毎の枚数の指定は無く、全て合わせて12 ページ以内とする。
- ・フォントは原則11ポイントとする。
- ・図、グラフ等の掲載可。

(4) 会社概要書(様式4)

(5) 会社の業務実績(様式5)

過去5年間に受託した類似業務実績について、記載すること。

※記載内容に重大な詐称等があった場合には、優先交渉者の取消とする。

(6) 業務実施体制(様式6)

別紙(A4任意様式)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後に協議の上、変更を求める場合がある。

(7) 業務工程表(様式7または任意様式)

(8) 宣誓書(様式8)

(9) 見積書(任意様式)

総額 5,580,000 円(消費税[10%]込み)の範囲内で、以下の基準書により本業務に係る経費(追加提案事項含む)を見積もること。この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

また、本業務においては、設計業務等標準積算基準書(発刊:一般社団法人 全国地質調査業協会連合会)等を参考に積算し、内訳を明らかにすること。

(10) 共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書(様式 9)及び共同企業体協定書(任意様式)を1部ずつ提出すること。

4 提出部数

(1) 上記3の(3)～(7)、(9)

10部(用紙はA4縦判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、両面印刷)

(2) その他

1部

5 企画提案書等の提出

(1) 質問票(様式1)

ア 受付期間

公告日～令和6年5月 15 日(水) 12 時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記 Mail アドレスに送付

(必ず担当者に電話で Mail の受信を確認すること。)

送付用 Mail アドレス:aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

令和6年5月 20 日(月)までに交通政策課ホームページにおいて回答する。

(2) 様式1以外

ア 受付期間

公告日～令和 6 年5月 24 日(金) 12 時

※9:00～17:00(休日、祝日を除く)

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当:金城

電話 098-866-2045

ウ 提出方法

持参または郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

(郵送の場合は、必ず担当者に電話で到達を確認すること。)

6 審査について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査(選考の実施)

企画提案書の内容について、書類審査を行う。

7 優先交渉者の選定

(1)優先交渉者の選定方法

沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務選定委員会(以下「委員会」という。)による審査を経て、選定された最優秀企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

(2)委員会における評価基準

本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準による。

(3)結果の通知

対象者に速やかに通知する。

※審査内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(4)契約の締結

優先交渉者との協議の上、締結する。

ただし、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位(ポイント)が次点の者を優先交渉者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書及び関係資料は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。

令和6年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日までとする。

3 調査の目的

沖縄県では、令和2年度から沖縄鉄軌道に係るシンポジウムや学生向けイベントの開催等により、鉄軌道導入に向けた機運醸成に取り組んでいる。

本調査では、機運醸成に係る取組の一環として、鉄軌道導入に係る効果を定量的に把握し本県における鉄軌道導入効果を広く県民へ周知することを目的に、鉄軌道導入における経済波及効果分析を行う。

4 業務内容

(1) 実施計画の作成及び実施準備（契約締結後概ね1か月後を期限）

本業務に必要な計画（調査方法、スケジュール）の策定を行うとともに、本業務の実施に必要な資料となる経済波及効果に関する基礎情報等（他都道府県の鉄道整備を参考とした沿線開発効果等）の収集を行い整理し、電子データ（CD-R）にて報告すること。

① 実施計画書の作成（調査方法、スケジュール）

② 経済波及効果に関する基礎情報等の収集

・ 他都道府県を参考とした沿線開発効果（駅勢圏、需要の考え方 等）

・ 【提案】本業務に必要な収集すべき項目を2項目以上提案すること

(2) 鉄軌道導入による経済波及効果等調査

鉄軌道の県推奨ルート（※）上の市町村において想定される交通結節点を仮定駅として、沖縄鉄軌道導入（建設・開業後）による経済波及効果を試算する。

なお、仮定駅の設定（20か所程度）にあたっては、契約締結後に既往調査（令和4年度沖縄鉄軌道導入に伴う交通ネットワーク等のあり方検討業務（R4-1）報告書）※を基に、別途調査「フィーダー交通可能性調査」と連携し、受託者と県で調整して設定する。（※参考資料）

（※）推奨ルート：那覇市（那覇空港含む）、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市

【留意点】

① 経済波及効果分析にあたり、以下の項目は必須とする。

ア 鉄軌道整備（建設）により想定される経済波及効果

イ 鉄軌道運営により想定される経済波及効果

ウ 鉄軌道沿線開発により想定される経済波及効果

エ 沖縄県の主要産業である観光産業への経済波及効果

オ （1）で提案した項目により想定される経済波及効果

② 経済波及効果が分析できるよう 50 部門（鉄道車両修理、土木建築、鉄道輸送、宿泊業 等）部門表を作成すること。

③ とりまとめた経済波及効果分析結果をもとに、概要版【県民及び経済団体等向けの対外的に経済波及効果結果を説明するための資料（パワーポイント 6 枚程度：表紙を除く）】を作成すること。

(3) 報告書作成等

報告書のとりまとめにあたっては、図表やイメージ図等も用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

5 本業務に係る提供資料（業務契約締結後）

【過年度検討業務】

- ・ 令和 4 年度 沖縄鉄軌道導入に伴う交通ネットワーク等のあり方検討業務 (R4-1) 報告書

6 進捗確認

① 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後に速やかに氏名及び役職等を報告すること。

② 本業務を円滑に遂行するため、月 1 回程度は打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）。

打ち合わせの内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A 4 縦カラー版 40 ページ程度） : 2 部
- ・ 概要版（A 4 横カラー版 6 ページ程度） : 2 部
- ・ 成果品に係る電子データ（CD-R） : 1 部

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の応札者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。